

令和3松前町告示第19号

松前町木造住宅耐震化促進事業実施要綱を次のように公表する。

令和3年3月26日

松前町長 岡本 靖

松前町木造住宅耐震化促進事業実施要綱

目次

- 第1章 総則（第1条―第3条）
- 第2章 木造住宅耐震診断等派遣事業（第4条―第11条）
- 第3章 木造住宅耐震診断等事業費補助金（第12条―第24条）
- 第4章 木造住宅耐震工事費等補助金（第25条―第37条）
- 第5章 木造住宅耐震監理派遣事業（第38条―第45条）
- 第6章 雑則（第46条―第48条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、地震による木造住宅の倒壊等の被害を防ぎ、安全な建築物の整備を促進するため、町が、町内に存する木造住宅の所有者等に対して、予算の範囲内において、耐震促進事務所の耐震診断技術者を派遣して耐震診断及び耐震設計（以下「耐震診断等」という。）を実施し、若しくは木造住宅耐震診断等事業費補助金を交付し、又は耐震工事若しくは耐震シェルター設置工事（以下「耐震工事等」という。）を実施した者に木造住宅耐震工事費等補助金を交付し、及び耐震促進事務所の耐震診断技術者を派遣して耐震監理を実施することにより、震災に強いまちづくりを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての木造住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、住宅以外の用途の床面積が過半でないものに限る。）で、地上階数が2以下、かつ、延べ床面積が500平方メートル以下のものをいう。ただし、枠組み壁工法、丸太組工法又は国土交通大臣等の特別な認定を受けた工法によって建築されたものを除く。
- (2) 耐震診断 愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル（平成16年8月1日制定）又は一般財団法人日本建築防災協会による木造住宅の耐震診断と補強方法に定める一般診断法若しくは精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づき耐震診断登録事務所が実施した木造住宅の地震に対する安全性の評価で、評価機関の評価を受けたものをいう。
- (3) 耐震設計 耐震診断の結果を基に耐震診断登録事務所が実施する耐震工事を行うた

めの設計図書（耐震工事後の耐震診断結果及び計画書を含む。）の作成で、評価機関の評価を受けたものをいう。

(4) 耐震工事 耐震改修登録事業者が耐震設計に基づき施工する全体型耐震工事又は段階型耐震工事で、次に掲げるものをいう。

ア 耐震監理がされるもの

イ 全体型耐震工事又は段階型耐震工事による二次耐震工事にあつては、リフォーム瑕疵担保責任保険（特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成19年法律第66号）第19条第2号に規定する保険契約をいう。以下同じ。）に加入されたもの

ウ 耐震工事を行った後も居住の用に供されるもの

(5) 全体型耐震工事 耐震診断の結果上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された木造住宅について、評点を1.0以上とするための工事をいう。

(6) 段階型耐震工事 次に掲げる工事をいう。

ア 一次耐震工事 耐震診断の結果評点が0.7未満と診断された木造住宅について、評点を1.0以上とする耐震設計を行った上で実施する評点を0.7以上1.0未満とするための工事又は1階部分の評点を1.0以上とするための工事をいう。

イ 二次耐震工事 第4章の木造住宅耐震工事費等補助金の交付を受けて一次耐震工事を実施した木造住宅について、評点を1.0以上とするための工事をいう。

(7) 耐震監理 耐震工事の監理並びに耐震工事の中間及び完了の報告図書（工事状況、写真及び耐震工事後の耐震診断を含む。）の作成で、耐震診断登録事務所が行うものをいう。

(8) 耐震シェルター設置工事 耐震診断の結果評点が1.0未満と診断された木造住宅について、当該木造住宅の倒壊から命を守るために耐震シェルター（町長が認めるものに限る。）を設置する工事をいう。

(9) 協議会 町内の建物や土地等の諸問題の検討、研究等に関する活動を目的として設立された松前町建築協議会をいう。

(10) 耐震診断登録事務所 愛媛県木造耐震診断事務所登録要綱（平成16年7月26日施行。以下「事務所登録要綱」という。）の規定により登録されている建築士事務所をいう。

(11) 耐震促進事務所 協議会に属する耐震診断登録事務所をいう。

(12) 耐震診断技術者 事務所登録要綱第2条第2号に規定する耐震診断技術者をいう。

(13) 耐震改修登録事業者 愛媛県木造住宅耐震改修事業者登録制度要綱（平成26年7月11日施行）の規定により登録されている事業者で、リフォーム瑕疵担保責任保険に加入可能なものをいう。

(14) 評価機関 協議会内に設置された木造住宅耐震評価委員会及び愛媛県建築物耐震改修促進連絡協議会規約（平成16年7月8日施行）第8条の2に規定する愛媛県建築物耐震評価委員会をいう。

（協議会、耐震促進事務所及び評価機関の責務）

第3条 協議会、耐震促進事務所及び評価機関（以下「協議会等」という。）は、謙虚に誠意を持ってこの要綱の規定により委託された耐震診断、耐震設計及び耐震監理（以下「委託

業務」という。)を履行しなければならない。

- 2 協議会は、耐震促進事務所に対して速やかに委託業務を実施させるものとし、委託業務の適正な執行を確保するため、必要に応じて耐震促進事務所に対して指示を行うものとする。
- 3 耐震促進事務所の耐震診断技術者は、委託業務を実施する場合は、事務所登録要綱第3条第3項に規定する愛媛県木造住宅耐震診断講習修了証を常に携帯し、関係者から提示を求められたときは、これを提示しなければならない。
- 4 協議会等は、委託業務について必要な知識及び技能の維持向上に努めなければならない。
- 5 協議会等は、委託業務を実施するに当たり、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 診断等派遣対象者(第6条第1項に規定する診断等派遣事業の対象者をいう。次号において同じ。)から委託業務に関して金銭等を受け取る行為
 - (2) 診断等派遣対象者に対する耐震工事に係る耐震改修登録事業者のあっせん等の営業行為
 - (3) その他委託業務の関係者としてふさわしくない行為

第2章 木造住宅耐震診断等派遣事業

(木造住宅耐震診断等派遣事業)

第4条 町は、町内に存する木造住宅(現に居住の用に供しているものに限る。)の所有者等に対して、耐震促進事務所の耐震診断技術者を派遣し、耐震診断等を行う木造住宅耐震診断等派遣事業(以下「診断等派遣事業」という。)を実施する。

(事業の委託)

第5条 耐震診断技術者の派遣は、町が協議会に委託して行うものとする。

(診断等派遣対象者)

第6条 診断等派遣事業の対象者は、耐震診断等を受けようとする木造住宅の所有者又は当該所有者と親子関係にある者その他当該木造住宅の関係者で町長が特に認めるものとする。ただし、町税等(町税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料をいう。以下同じ。)を完納していなければならない。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、耐震設計の実施については、同項本文に規定する者で、耐震工事を行う意思を有するものに限るものとする。

(事業実施の申請)

第7条 診断等派遣対象者は、診断等派遣事業の実施を希望しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震診断等派遣事業申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断

ア 耐震診断を行う木造住宅の付近見取図、平面図、外観写真等(現況を示したもの)

イ 申請者が木造住宅の所有者以外である場合にあっては、誓約書(様式第2号)

ウ その他町長が必要と認める書類

(2) 耐震設計

ア 耐震診断の結果に関する評価証の写し（耐震診断と耐震設計の同時評価（以下「総合評価」という。）を受けるときは、省略できる。）及び耐震診断に関する結果報告書の写し

イ 耐震設計を行う木造住宅の付近見取図

ウ 申請者が木造住宅の所有者以外である場合にあっては、誓約書

エ その他町長が必要と認める書類

2 診断等派遣対象者は、耐震診断と耐震設計を同一年度に申請する場合は、前項第2号に規定する添付書類のうち、同項第1号に規定する書類と重複する書類を町長の許可を得て省略することができる。

（事業実施の決定）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは診断等派遣事業の実施を決定し協議会に対し耐震診断技術者の派遣を依頼するものとし、不適当と認めるときはその旨を書面により当該申請をした診断等派遣対象者に通知するものとする。

2 協議会は、前項の規定による耐震診断技術者の派遣の依頼があったときは、速やかに派遣する耐震診断技術者を決定し、その氏名及び所属する耐震促進事務所を町長に報告しなければならない。

3 町長は、前項の規定による報告があったときは、木造住宅耐震診断等派遣事業決定通知書（様式第3号）により、前条第1項の規定による申請をした診断等派遣対象者に通知するものとする。

4 町長は、第1項の規定による診断等派遣事業の実施の決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

（変更等承認申請）

第9条 前条第3項の規定による決定通知を受けた診断等派遣対象者（以下「診断等派遣決定者」という。）は、診断等派遣事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震診断等派遣事業変更等承認申請書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは木造住宅耐震診断等派遣事業変更等承認通知書（様式第5号）により当該申請をした診断等派遣決定者及び協議会に通知するものとし、不適当と認めるときはその旨を書面により当該申請をした診断等派遣決定者に通知するものとする。

（委託料の支払）

第10条 町長は、第5条の規定により耐震診断技術者の派遣を委託した協議会に対し、委託契約書に定めるところにより、委託業務完了後に委託料を支払う。

（事業実施の決定の取消し等）

第11条 町長は、診断等派遣決定者が次のいずれかに該当するときは、診断等派遣事業の実施の決定を取り消すことがある。

(1) この要綱に違反したとき。

- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 診断等派遣事業の実施について、不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項に規定するもののほか、診断等派遣決定者（耐震診断と耐震設計を合わせて実施する事業に係る者に限る。）で、耐震診断の評点が1.0以上と診断されたものについては、診断等派遣事業の実施の決定のうち、耐震設計に係る部分を取り消すものとする。
- 3 町長は、前2項の規定により診断等派遣事業の実施の決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断等派遣事業取消通知書（様式第6号）により診断等派遣決定者及び協議会にその旨を通知するものとする。

第3章 木造住宅耐震診断等事業費補助金

（木造住宅耐震診断等事業費補助金）

第12条 町長は、町内に存する木造住宅（現に居住の用に供しているものに限る。）の所有者等であって、当該木造住宅について耐震診断等を行うものに対して、木造住宅耐震診断等事業費補助金（以下「診断補助金」という。）を交付する。

（補助対象者）

第13条 第6条の規定は、診断補助金の補助対象者について準用する。

（補助対象経費等）

第14条 診断補助金の交付対象となる経費（以下この章において「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表1に掲げるとおりとする。

（交付申請）

第15条 診断補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ木造住宅耐震診断等事業費補助金交付申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

(1) 耐震診断 第7条第1項第1号に規定する書類及び耐震診断に係る見積書

(2) 耐震設計 第7条第1項第2号に規定する書類及び耐震設計に係る見積書

- 2 補助対象者は、耐震診断と耐震設計を同一年度に申請する場合は、前項第2号に規定する添付書類のうち、同項第1号に規定する添付書類と重複する書類を町長の許可を得て省略することができる。
- 3 補助対象者は、第21条第2項の規定による診断補助金の代理受領を予定している場合は、第1項の申請書に、同項各号に定めるもののほか、代理受領予定届出書（様式第8号）を添付しなければならない。

（交付決定）

第16条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めたときは診断補助金の交付を決定し木造住宅耐震診断等事業費補助金交付決定通知書（様式第9号）により、不相当と認めたときはその旨を書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による診断補助金の交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

(変更等承認申請)

第17条 前条第1項の規定により診断補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者(以下この章において「補助事業者」という。)は、耐震診断等の内容を変更し、又は耐震診断等中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震診断等事業費補助金交付変更等承認申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは木造住宅耐震診断等事業費補助金交付変更等承認通知書(様式第11号)により、不適当と認めるときはその旨を書面により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(耐震診断等の完了)

第18条 補助事業者は、診断補助金の交付決定日の属する年度の2月28日までに耐震診断等を完了しなければならない。

2 補助事業者は、前項の期日までに耐震診断等を完了することができないときは、あらかじめその旨を書面で町長に届け出て、町長の指示を受けなければならない。

(完了報告等)

第19条 補助事業者は、耐震診断等が完了したときは、速やかに木造住宅耐震診断等完了報告書(様式第12号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。この場合において、耐震設計において、総合評価を受けた場合は第1号アの書類を、一次耐震工事を実施した場合は評点を0.7以上1.0未満にする耐震工事に係る第2号アからエまでの書類を併せて提出しなければならない。

(1) 耐震診断

- ア 耐震診断の結果に関する評価証の写し(総合評価を受ける場合は、省略できる。)
- イ 耐震診断に関する結果報告書
- ウ 耐震診断に係る請負契約書の写し
- エ 第15条第3項の規定による代理受領予定届出書を提出していない場合にあつては、耐震診断に係る領収書の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

(2) 耐震設計

- ア 耐震工事後の耐震診断の結果に関する評価証の写し
- イ 耐震工事後の耐震診断に関する結果報告書
- ウ 耐震工事計画書
- エ 工事内容が記載された設計図書
- オ 耐震設計に係る請負契約書の写し
- カ 第15条第3項の規定による代理受領予定届出書を提出していない場合にあつては、耐震設計に係る領収書の写し
- キ その他町長が必要と認める書類

(額の確定)

第20条 町長は、補助事業者から前条の規定による報告書等の提出があった場合は、その内容を審査の上、診断補助金の額を確定し、木造住宅耐震診断等事業費補助金交付額確定通

知書（様式第13号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（診断補助金の請求）

第21条 前条の通知を受けた補助事業者は、木造住宅耐震診断等事業費補助金請求書（様式第14号）により診断補助金の請求を行うものとする。

2 補助事業者は、前項の規定による診断補助金の請求を行うに当たり、当該診断補助金の受領を耐震診断登録事務所に委任することができる。この場合においては、前項の診断補助金請求書に代理受領に係る委任状（様式第15号）及び耐震診断等の代金の額から診断補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

（診断補助金の交付）

第22条 町長は、補助事業者から前条第1項の規定による診断補助金請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより診断補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第23条 町長は、診断補助金の交付に係る耐震診断等について適正な執行を確保するため、補助事業者に対して必要に応じて検査し、指示を行い、又は書類の提出若しくは報告を求めることがある。この場合において、当該補助事業者は、これに協力しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第24条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、診断補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に診断補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。

(3) 診断補助金の交付について、不正の行為があったとき。

(4) 前3号に定めるもののほか、町長が不相当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定によるもののほか、補助事業者（耐震診断と耐震設計を合わせて実施する者に限る。）で、耐震診断の評点が1.0以上と診断されたものについては、診断補助金の交付決定のうち、耐震設計に係る部分を取り消すものとする。

3 町長は、前2項の規定により診断補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅耐震診断等事業費補助金交付決定取消通知書（様式第16号）により補助事業者に通知するものとする。この場合において、第1項後段の規定に基づき診断補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、返還期限及び返還方法を通知するものとする。

第4章 木造住宅耐震工事費等補助金

（木造住宅耐震工事費等補助金）

第25条 町長は、町内に存する木造住宅（現に居住の用に供しているものに限る。）について耐震設計を行った者であって当該木造住宅の耐震工事及び耐震監理を行うもの又は耐震シェルター設置工事を行う者に対して、木造住宅耐震工事費等補助金（以下「工事補助金」という。）を交付する。

（補助対象者）

第26条 第6条第1項の規定は、工事補助金の補助対象者について準用する。

(補助対象経費等)

第27条 工事補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表2に掲げるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、耐震監理について次章の木造住宅耐震監理派遣事業を実施しようとする場合は、耐震監理に係る費用は、補助対象経費に含めないものとする。

(交付申請)

第28条 工事補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ木造住宅耐震工事費補助金交付申請書（様式第17号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。この場合において、一次耐震工事を実施するときは、評点を1.0以上にする耐震工事に係る第1号エからキまでの書類を併せて提出しなければならない。

(1) 耐震工事

- ア 耐震工事を行う木造住宅の付近見取図
- イ 耐震診断の結果に関する評価証の写し
- ウ 耐震診断に関する結果報告書の写し
- エ 耐震工事後の耐震診断の結果に関する評価証の写し
- オ 耐震工事後の耐震診断に関する結果報告書の写し
- カ 耐震工事計画書の写し
- キ 工事内容が記載された設計図書
- ク 耐震工事費等補助金算定表
- ケ 耐震工事に係る見積内訳書
- コ 耐震監理に係る見積書（耐震監理に係る補助を受ける場合に限る。）
- サ 申請者が木造住宅の所有者以外である場合にあつては、誓約書
- シ その他町長が必要と認める書類

(2) 耐震シェルター設置工事

- ア 耐震シェルター設置工事を行う木造住宅の付近見取図
- イ 耐震診断の結果に関する評価証の写し
- ウ 耐震診断に関する結果報告書の写し
- エ 耐震シェルター設置工事に係る図面
- オ 耐震シェルターの強度について、公的機関等により安全性が証明された書類又は構造計算に関する書類
- カ 耐震工事費等補助金算定表
- キ 耐震シェルター設置工事に係る見積内訳書
- ク 申請者が木造住宅の所有者以外である場合にあつては、誓約書
- ケ その他町長が必要と認める書類

2 補助対象者は、前項の規定による申請を第7条第1項又は第15条第1項の規定による申請と同一年度に申請する場合は、前項各号に規定する添付書類のうち、第7条第1項各号又は第15条第1項各号に規定する添付書類と重複する書類を町長の許可を得て省略する

ことができる。

- 3 補助対象者は、第34条第2項の規定による工事補助金の代理受領を予定している場合は、第1項の申請書に、同項各号に定めるもののほか、代理受領予定届出書を添付しなければならない。

(交付決定)

第29条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは工事補助金の交付を決定し木造住宅耐震工事費等補助金交付決定通知書(様式第18号)により、不相当と認めるときはその旨を書面により、当該申請をした補助対象者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による工事補助金の交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

(変更等承認申請)

第30条 前条第1項の規定により工事補助金の交付決定の通知を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、耐震工事等の内容を変更し、又は耐震工事等を中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震工事費等補助金交付変更等承認申請書(様式第19号)を町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは木造住宅耐震工事費等補助金交付変更等承認通知書(様式第20号)により、不相当と認めるときはその旨を書面により、当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

(耐震工事等の完了)

第31条 補助事業者は、工事補助金の交付決定日の属する年度の2月28日までに耐震工事等を完了しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の期日までに耐震工事等を完了することができないときは、あらかじめその旨を書面で町長に届け出て、町長の指示を受けなければならない。

(完了報告等)

第32条 補助事業者は、耐震工事等が完了したときは、速やかに木造住宅耐震工事等完了報告書(様式第21号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

(1) 耐震工事

ア 耐震工事後の耐震診断の結果に関する評価証の写し(耐震工事の内容に変更があった場合に限る。)

イ 耐震工事後の耐震診断に関する結果報告書(耐震工事の内容に変更があった場合に限る。)

ウ 耐震工事計画書の写し(耐震工事の内容に変更があった場合に限る。)

エ 耐震工事しゅん工図(耐震工事内容が記載されたもの)

オ 耐震工事写真(愛媛県木造住宅耐震改修促進事業費補助工事写真撮影マニュアル(平成26年5月制定)に基づき撮影されたもの)

カ 耐震工事に係る請負契約書の写し

キ リフォーム瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類の写し

- ク 完了時における報告書
- ケ 耐震監理に係る請負契約書の写し（耐震監理に係る補助を受ける場合に限る。）
- コ 第28条第3項の規定による代理受領予定届出書を提出していない場合にあつては、耐震工事に係る領収書の写し
- サ その他町長が必要と認める書類

(2) 耐震シェルター設置工事

- ア 耐震シェルター設置工事しゅん工図（耐震工事内容が記載されたもの）
- イ 耐震シェルター設置工事写真（耐震工事内容が確認できるもの）
- ウ 耐震シェルター設置工事に係る請負契約書の写し
- エ 第28条第3項の規定による代理受領予定届出書を提出していない場合にあつては、耐震シェルター設置工事に係る領収書の写し
- オ 完了時における報告書
- カ その他町長が必要と認める書類

- 2 補助事業者は、一次耐震工事を実施する場合は、前項第1号キの書類を省略することができる。ただし、当該耐震工事の中間及び完了時において、工事内容について町長の検査を受けなければならない。

（額の確定）

第33条 町長は、補助事業者から前条第1項の規定による報告書等の提出があつた場合は、その内容を審査の上、工事補助金の額を確定し、木造住宅耐震工事費等補助金交付額確定通知書（様式第22号）により当該補助事業者に通知するものとする。

（工事補助金の請求）

第34条 前条の通知を受けた補助事業者は、木造住宅耐震工事費等補助金請求書（様式第23号）により工事補助金の請求を行うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定による工事補助金の請求を行うに当たり、当該工事補助金の受領を耐震改修登録事業者に委任することができる。この場合においては、前項の工事費補助金請求書に代理受領に係る委任状及び耐震工事等の代金の額から工事補助金の額を差し引いた額の領収書の写しを添付しなければならない。

（工事補助金の交付）

第35条 町長は、補助事業者から前条第1項の規定による工事費等補助金請求書の提出があつた場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、当該補助事業者の指定する金融機関等の口座に振り込むことにより工事補助金を交付するものとする。

（指導監督）

第36条 第23条の規定は、工事補助金の交付に係る耐震工事等及び耐震監理について準用する。

（交付決定の取消し等）

第37条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、工事補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に工事補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
 - (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
 - (3) 工事補助金の交付について、不正の行為があったとき。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により当該工事補助金の交付決定を取り消したときは、木造住宅耐震工事費等補助金交付決定取消通知書（様式第24号）により補助事業者へ通知するものとする。この場合において、同項後段の規定に基づき工事補助金の全部又は一部の返還を命ずるときは、返還期限及び返還方法を通知するものとする。

第5章 木造住宅耐震監理派遣事業

（木造住宅耐震監理派遣事業）

第38条 町は、町内に存する木造住宅（現に居住の用に供しているものに限る。）の所有者等で、当該木造住宅の耐震工事を行うもの（当該耐震工事に係る耐震監理について前章の規定による工事補助金の交付を受ける者を除く。）に対して、耐震促進事務所の耐震診断技術者を派遣し、耐震監理を行う木造住宅耐震監理派遣事業（以下「監理派遣事業」という。）を実施する。

（事業の委託）

第39条 耐震診断技術者の派遣は、町が協議会に委託して行うものとする。

（派遣対象者）

第40条 第6条第1項の規定は、監理派遣事業の対象者について準用する。

（事業実施の申請）

第41条 監理派遣対象者は、監理派遣事業の実施を希望しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震監理派遣事業申請書（様式第25号）に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 申請者が木造住宅の所有者以外である場合にあつては、誓約書
- (2) その他町長が必要と認める書類

（事業実施の決定）

第42条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査の上、相当と認めるときは監理派遣事業の実施を決定し協議会に対し耐震診断技術者の派遣を依頼するものとし、不相当と認めたときはその旨を書面により当該申請をした監理派遣対象者に通知するものとする。

- 2 協議会は、前項の規定による耐震診断技術者の派遣の依頼があつたときは、速やかに派遣する耐震診断技術者を決定し、その氏名及び所属する耐震促進事務所を町長に報告しなければならない。
- 3 町長は、前項の規定による報告があつたときは、木造住宅耐震監理派遣事業決定通知書（様式第26号）により、前条の規定による申請をした監理派遣対象者に通知するものとする。
- 4 町長は、第1項の規定による監理派遣事業の実施の決定に当たっては、必要に応じて条件を付すことがある。

(変更等承認申請)

第43条 前条第3項の規定による決定通知を受けた監理派遣対象者(以下「監理派遣決定者」という。)は、耐震工事の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ木造住宅耐震監理派遣事業変更等承認申請書(様式第27号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは木造住宅耐震監理派遣事業変更等承認通知書(様式第28号)により当該申請をした監理派遣決定者及び協議会に通知するものとし、不適当と認めるときはその旨を書面により当該申請をした監理派遣決定者に通知するものとする。

(委託料の支払)

第44条 町長は、第39条の規定により耐震診断技術者の派遣を委託した協議会に対し、委託契約書に定めるところにより、委託業務完了後に委託料を支払う。

(事業実施の決定の取消し等)

第45条 町長は、監理派遣決定者が次のいずれかに該当するときは、監理派遣事業の実施の決定を取り消すものとする。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 監理派遣事業の施行について、不正の行為があったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により監理派遣事業の実施の決定を取り消したときは、木造住宅耐震監理派遣事業取消通知書(様式第29号)により当該監理派遣決定者及び協議会にその旨を通知するものとする。

第6章 雑則

(財産処分の制限)

第46条 この要綱に基づく木造住宅耐震化促進事業(以下「木造住宅耐震化促進事業」という。)により取得し、又は効用の増加した財産については、町長の承認を受けないで処分し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(関係書類の保管)

第47条 木造住宅耐震化促進事業により耐震診断技術者の派遣又は補助金の交付を受けた者は、当該木造住宅耐震化促進事業に係る書類を整備し、当該木造住宅耐震化促進事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第48条 この要綱に定めるもののほか、木造住宅耐震化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表 1 (第14条関係)

診断補助金

補助対象経費	補助対象者の木造住宅の耐震診断等及び評価に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）	
補助率 (1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の3分の2以内	
補助限度額	耐震診断	2万円
	耐震設計	20万円

別表 2 (第27条関係)

工事補助金

補助対象経費	補助対象者の木造住宅の耐震工事及び耐震監理に要する経費（消費税及び地方消費税の額を除く。）		
耐震工事			
補助率 (1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の10分の8以内		
補助限度額	全体型耐震工事		100万円
	段階型耐震工事	一次耐震工事	50万円
		二次耐震工事	20万円
耐震監理			
補助率 (1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の3分の2以内		
補助限度額	全体型耐震工事		4万円
	段階型耐震工事	一次耐震工事	2万円
		二次耐震工事	4,000円
耐震シェルター設置工事			
補助率 (1,000円未満の端数切捨て)	補助対象経費の10分の10以内		
補助限度額	40万円		